



海外危機管理 特集レポート

Sep.2007 Vol.3

中国における食品の安全

執筆：(株)損保ジャパン・リスクマネジメント
BCM事業本部 危機管理事業部 高杉友
監修：中国人民大学法学院講師、一橋大学法学博士 楊東

はじめに

最近、食品をはじめとする中国製品の安全性をめぐる国際的な批判が高まっています。北京オリンピック開催まで1年余に迫り、中国政府は、この問題に対し各種対策を講じることで信頼回復に努めていますが、今後も様々な問題が起こることは否定できません。そこで、中国食品が世界に与えている影響や中国政府の対応等について、整理しました。

また、本件に係る最新の情報リソースとして、以下のWebsiteをご活用ください。

(中国情報局ニュース http://news.searchina.ne.jp/special/07_qm.html)





目次

1. 中国における食品の安全を巡る最近の事例 1
 - (1) 海外における事例
 - (2) 中国国内における事例
2. 「食品の安全」に対する中国政府の取り組み 4
 - (1) 中国の食品安全に係る法制度
 - (2) 中国の食品安全に係る行政システム
 - (3) 日本の水際対策の強化の影響
3. 中国の「食品の安全」に対する課題と最近の動向 7
 - (1) 中国製品に対する消費者の期待
 - (2) 中国政府の最近の動向
4. おわりに 8

1. 中国における食品の安全を巡る最近の事例

(1) 海外における事例

このところの一連の中国製品の安全性に関する報道の発端は、今年3月に米国とカナダで、ペットフードを食べた犬や猫が大量死する事件が発覚したことから始まっているといわれている。このペットフードには、中国から輸入した違法な添加物（化学物質「メラミン」（注1）を添加した小麦グルテン）が含まれていた。この事件を受けて米国食品医薬品局（FDA）は、この製品の輸入禁止措置を取り、また、日本の厚生労働省も2007年4月19日付けで、「中国産グルテンの取扱い」という文書を発信して検疫所に対し、注意喚起を促した。

その後も中国製品をめぐる問題が続発している。たとえば、今年5月には、米国や中米パナマ、ドミニカ共和国、スペインなどで中国製の原料を使用した歯磨きから有害物質「ジエチレン・グリコール」（注2）が検出されるという事件が発生した。この有害物質入り歯磨きは広く市場に出回っていたため、日本においても厚生労働省の指導により、使用の中止および輸入販売業者による製品の自主回収措置がとられた。

また、パナマではシロップ状の風邪薬を服用した子どもが100人以上死亡する事件が発生し、原料には同じく中国で生産されたジエチレン・グリコールが含まれていた。

中国の食品の安全について、遡れば、日本国内では、2002年に中国産冷凍ホウレンソウで基準値を超える残留農薬が検出され、販売停止になったことが思い出されるものの、ペットフード事件を機に中国製の練り歯磨きや玩具、魚介類、加工食品などから次々と有害物質が検出される事件が続発し、かつてない程に国際的な懸念が高まっている。

* 補足説明：添加物について

注1) **メラミン**

プラスチックなど広範囲の製品に使用される合成樹脂原料。食品に添加すると、検査時にたんぱく質含有量が増えたように装えるが、動物が摂取した場合、死に至る可能性がある。

注2) **ジエチレン・グリコール**

主に工業溶剤などに使われ、薬事法上も化粧品原料として禁止はしていない。中国では歯磨きに10%まで含有可能だが、大量に摂取すると急性中毒症状を起こし、腎臓や心臓、神経系に影響を及ぼす。

(2) 中国国内における事例

中国国家品質監督検査検疫総局（以下、「質検総局」という。）は、2007年7月、同年上半期に中国国内の企業が生産した食品や生活用品などのうち、中国国内の製品の19.1%が不合格品、一部の企業の製品では不合格率が30%に達したと発表した。大企業製品の合格率は93%と高かったが、小企業製品の合格率は73%に留まり、企業規模によって品質面に問題があることが指摘された。

中国国内製品の検査不合格率の高さが示すように、中国の食品は輸出製品のみならず、国内の製品においても安全性に係る多くの問題を抱えているのが実情である。以下に中国国内における最近の食品の安全に関する報道事例を紹介する。

① 2007年7月：ダンボール入り肉まん

中国・北京テレビが11日夜、北京の屋台で肉の代わりにダンボールを使用した肉まんが売られている実態取材したレポートを放送。しかし、後日「やらせ」報道であることが発覚し、同テレビは18日、謝罪した。

② 2007年7月：ラベル偽造の有料飲料水

9日付の中国紙は、北京で飲料用として大型ボトルに入れられて売られている水の半数が、水道水が使用されているなど、品質が劣るものが出回っていると報じた。容器には品質を保証する偽造のシールが貼られているという。

③ 2007年1月：発がん性着色料「スーダン・レッド」(注3)

卵の黄身の色を良く見せ高値で売るため、発がん性が指摘される着色料「スーダン・レッド」(注3)を鶏のエサに混ぜていたことが明らかになり、大きな問題となった。さらに、品質管理当局は、国内市場に出回る唐辛子製品を調査したところ、その内の約25%にスーダン・レッドが使用されていたと発表した。

④ 2006年9月：魚介類から発がん性物質検出

香港の衛生当局は、広東省当局が中国本土で養殖された魚やエビから、がんの原因になるとされる「メチルテストステロン」(注4)や「クロラムフェニコール」(注5)が検出されたことを受け、本土から持ち込まれる魚介類の検査を強化したと発表した。

* 補足説明：添加物について

注3) **スーダン・レッド**

工業用の赤い染料で、着色の溶媒、オイル、ワックス、ガソリン、靴や床の光沢の為に使用される。発がん性が指摘されているため、日本を始め、世界各国で食品への使用は禁止されている。

注4) **メチルテストステロン**

ステロイド化合物の一種。不適切に使用した場合、深刻な健康被害（生殖障害、動脈硬化の促進、肝障害）などを引き起こすと警告されている。

注5) **クロラムフェニコール**

バクテリア由来の抗生物質で、多くの微生物に対して有効であるが、再生不良性貧血を含む骨髄の損傷など人体に重大な副作用があるため、重大で生命の危機がある感染症にのみ用いられる。

このような事例が示すように、野菜や魚などに対する農薬や添加物の過剰使用を巡る問題が多く指摘され、中国国内でも食品の安全に対する不安が高まっている。

【参考データ】

日本の厚生労働省医薬品局食品安全部が公表する「平成18年輸入食品監視統計」から参考になる輸入食品の各種データを紹介

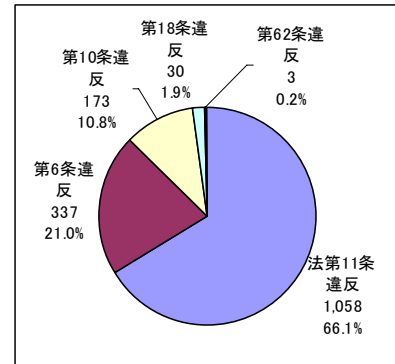
1) 2006年における輸入食品等（食品、添加物、器具、容器包装または乳幼児用おもちゃをいう。以下同じ。）の届出件数は約186万件、届出重量は約3,400万トンであり、前年に比較し、件数で0.3%減少、重量で0.9%増加を示している。

2) 検査は届出件数の10.7%にあたる約20万件について実施されている。内訳は、行政検査約6万件（届出件数の3.3%）、登録検査機関検査約14万件（同7.5%：この内、命令検査の件数約8.8万件）、外国公的検査機関検査約7千件（同0.4%）である。

3) 上記2)のうち、約1,600件が法違反として、積戻し又は廃棄等の措置がとられたが、届出件数の約0.1%に相当する。

4) 食品衛生法違反事例で最も多いのは食品衛生法第11条違反1,058件で、66.1%を占める。（図1参照）

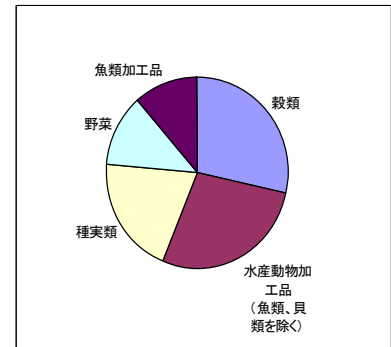
図1 食品衛生法違反条文別の構成



- ・ 野菜及び冷凍野菜等の成分規格違反（農薬の残留基準違反）
- ・ 水産物及びその加工品の成分規格違反（抗菌性物質の含有）
- ・ 添加物の使用基準違反（対象外食品への使用：ソルビン酸、安息香酸、着色料等、過量残存：乾燥野菜に二酸化硫黄等）

そのほか、第6条違反337件は21%で、落花生、唐辛子等のアフラトキシンが付着、有毒魚類の混入、米、小麦等の輸出時における事故による腐敗・カビの発生等が見られる。

図2 品目別違反状況 ※上位5品目



5) 違反状況をみると、穀類の219件（違反件数の約14%）が最も多く、次いで水産動物加工品（魚類、貝類を除く）212件（同約13%）、種実類155件（同約10%）、野菜93件（同約6%）、魚類加工品88件（同約6%）の順となっており、この5品目で違反件数の約半数を占めている。（図2参照）

表1 国別 届出件数に対する割合

順位	国名	届出件数に対する割合
1	中国	31.1%
2	米国	10.6%
3	フランス	10.3%
4	タイ	6.6%
5	韓国	5.2%
6	オーストラリア	4.0%

6) 国別の届出数量をみると、件数では中国が約57万件（31.1%）で最も多く、次いで米国約20万件（10.6%）、フランス約19万件（10.3%）、タイ約12万件（6.6%）、韓国約9万件（5.2%）、オーストラリア約7万件（4%）である。（表1参照）

国別の違反状況をみると、中国530件（34.6%）、米国239件（15.6%）、ベトナム147件（9.6%）、タイ120件（7.8%）、エクアドル69件（4.5%）の順となっている。（表2参照）

表2 国別 違反件数に対する割合

順位	国名	違反件数に対する割合
1	中国	34.6%
2	米国	15.6%
3	ベトナム	9.6%
4	タイ	7.8%
5	エクアドル	4.5%

7) 日本への輸入製品の不合格率は中国0.58%、欧州0.62%、米国1.32%となっており、中国からの輸入品合格率は欧米の合格率を上回っている。すなわち、中国製品のサンプリング調査合格率は99.42%でトップである。

2. 「食品の安全」に対する中国政府の取り組み

中国内外で発生している食品安全に関する問題に対し、中国政府が発表している食品の安全対策の目標は次の3点である。

①公衆の健康水準の向上

中国国内における食料の生産および流過程が複雑化しているため、生産・流通の各過程で品質保証、生産行為の規範化、市場参入の厳格化等を行う。

②農村部就業の促進と農民収入の向上

食品産業を支える農村部就業の促進と農民の収入レベルの向上を図る。そのことが、食品安全に対する生産者意識を高め、国内外で求められる食品の安全を満たすことに繋がる。

③食品産業の国際競争力の強化

低い労働力コストや豊富な動植物資源等を活かして輸出を増やし、食品産業の国際競争力の強化を図る。そのために、輸出増加促進のネックとなっている食品の安全基準や品質面の問題解決を図る。

これらの目標からも分かるように、生産者の食品の安全意識や国としての安全管理システムに不十分な面があることから、食品の安全に関する問題が国内外で引き起こされ、さらには、中国国内における食中毒事件の多発に繋がっている。

中国政府は、これらの問題を解決し、食品安全対策の目標を満たすための必要な手段として、食品安全に係る法整備や行政の制度整備を、以下のように進めてきている。

(1)中国の食品安全に係る法制度

中国政府は、1982年に「食品衛生法（試行）」を制定し、関係法規・基準、監督管理体系の整備を進めてきたが、食品衛生法が正式に制定されたのは、それから10年以上が経過した1995年のことであった。その後、食品安全に関する法規は、急速に整備されている。

また、中国産輸出農産物・食品の安全性に対する各国のクレームは以前からあり、国として優先対応してきたため、輸出製品の方が国内製品より、食品の安全・衛生に関する基準や管理レベルが高いとされている。以下に、代表的な法制度を記す。

①「輸出入商品検査法」(全国人民代表大会常務委員会 2002年4月28日公布)

- ◆人類の健康保護、動植物の健全性の保護、環境の保護等のために、輸出入商品が必要とされる検査を受けなければならない(同法第4条、第5条)。
- ◆当該検査を受けなければ輸入販売できず、検査を受けないと輸出できない(同法第5条)。

②「食品生産加工企業品質安全監督管理方法」(質検総局 2003年7月18日公布)

- ◆食品生産企業は、原材料・添加物等の使用、生産のための設備等について一定の基準を満たさなければならず、また、主管行政庁に申請し食品生産許可を受けなければ食品を生産することができない(同方法第4条、第9条、第11条)。
- ◆検査に合格しなければ食品を出荷することができず、合格したものは品質安全(Quality Safety)を意味するQSマークを付けなければならない(同方法第34条、第36条、第39条、第40条)。

しかしながら、食品安全に係る法制度の課題は、各行政部門の役割分担が不明確であったり、定めた規格や基準等の整合性がとれていない点にあるといわれており、今後において食品安全法(仮称)の制定の必要性が議論されるなど、食品衛生規則・基準等の改正を続け、その整備が進められていくと思われる。



(2) 中国の食品安全に係る行政システム

中国行政機関で食品安全に関する業務に携わるのは8部局といわれているが、食品安全業務の実施に中心的な役割を果たすのは、国家食品薬品监督管理局（以下、「食薬管理局」という。）、質検総局、衛生部及び農業部の4部局である。各行政機関の業務及び取組みの概要は以下のとおりである。

① 各行政機関の業務の概要

◆食薬管理局

2003年3月、旧国家薬品监督管理局を基礎として、食品安全の総合的業務を担うために設置された国務院（内閣）直属の機関である。食品、保健用食品、化粧品 of 安全管理を監督し、生産、流通、使用について行政監督と技術監督を兼ねる。モデルは、米国の食品安全関係組織である。

◆質検総局

2001年4月、輸出入食品・動植物の検査、検疫および国内販売向けの品質検査を主な業務とするために発足した国務院（内閣）直属で、食品安全関係では最も有力な組織である。

◆衛生部及び農業部

国内の食品衛生および動物用医薬品管理・動植物検疫を所管するが、地方政府を通じて所管業務を実施する。

② 各行政機関の取組みの概要

◆食品安心工程(2003年7月21日 食薬管理局、質検総局、衛生部、農業部など8部局が公表)

主に食品汚染源の管理、主要食品（食糧、食肉、野菜、果物、乳製品、豆製品、水産物）の偽造劣悪食品の違法販売取締り、生産流過程の管理・取締りを食薬管理局が主導で推進していく。

◆食品安全行動計画(2003年8月14日 衛生部公表)

食品汚染の抑制等の行動目標、食品衛生法規の改善等の行動戦略等、今後5年間の食品安全業務の指針を定めた。WHOから数回にわたり専門家が派遣され、必要な指導がなされた。

③ 行政システムの問題点

「中国の食品の制度に関する調査報告書（出典：内閣府食品安全委員会）」によると以下の問題点が指摘されている。

- ◆ 食薬管理局は、「食品安心工程」の推進機関だが、職員数が極めて少なく、複数の関係部局の調整機能も十分でなく、輸出入と国内の検査検疫組織は二分され、組織の仕組みや業務の実態も異なることから、必ずしも統制が取れているといえない。
- ◆ 現行の衛生部および農業部の体制では、中央政府の指令が反映されにくく、また、各地方によって業務の実施程度や技術水準に大きな格差がある。
- ◆ 検査スタッフ、検査機器等の充実を図り、また信頼ある検査体制を確保するためには、さらなる整備が必要である。
- ◆ 政府は市場参入規制の強化を強調するが、未だ不十分な面がある。
- ◆ 衛生部は地方組織の管理監督権をもたない。また、「食品安全行動計画」を実現のために、強制的な実行力を保有していない。
- ◆ 中国は国土が広く、人口も多いことから、実質的には地方政府が主体となって、最終的に判断し、求められる責務を実現していかなければならない。

(3) 日本の水際対策の強化の影響

日本政府は、輸入食品の安全を確保する水際対策として、厚生労働省管轄の検疫所で、多くの輸入品に対し食品衛生法違反がないかをチェックしている。

輸入食品の安全対策の一環として2007年5月29日、改正食品衛生法に基づき、「ポジティブリスト制度」が導入された。この制度は、消費者の健康保護を目的に、科学的な考え方と国際的基準に基づくもので、どこの国の産品に対しても適用される。原則的には全ての農薬、動物薬、飼料添加物について残留基準が設定され、この基準を超えて食品中に残留する場合、販売は禁止される。

中国の最大農産品輸出相手国である日本の、輸入食品のチェックに係る新制度導入により、中国においては輸出減少が懸念された。中国商務部も同制度施行直前に11品目の対日輸出リスク評価を発表し、生産者などに対し注意を促した。しかしながら、実際には、落花生、しょうが、うなぎなどで日本の新制度による影響を大きく受けたもようである。

とりわけ、中国の食品輸出拠点（日本に向けて輸出される食品の3分の1を占める）であり、また輸出入検査検疫を統括する行政機関（山東省輸出入検査検疫局）がある山東省青島は、食品安全の検査では国内でレベルが最も高いといわれているが、ここでも少なからず影響を受けた。しかしながら、中国政府としては、このような厳格な制度を真摯に受け止め、輸出農産品の安全生産管理に努め、品質を高めていこうという前向き姿勢に変わりつつあるといわれている。

3. 中国の「食品の安全」に対する課題と最近の動向

(1) 中国製品に対する消費者の期待

現在の中国の産業状況は、100年前の米国の工業化と酷似しているといわれている。すなわち、企業は利潤を追求し、政府の管理・統制の手が十分に及んでいない状況にあるということである。現在の中国が直面する問題は、食品を含む製品の安全管理に関する国家システムにあるといえよう。個別事案を摘発しても根本的な問題解決とはならず、中国全体の安全管理システムへの改善が必要であると専門家も指摘している。

さて、現在、世界的に中国製品が溢れている。米国のある消費者は、「中国製品は品質や安全面で心配だが、価格が安いので買ってしまおう。」と言っているが、この意見は世界中の消費者の気持ちを代弁したものといえよう。つまり、中国製品の安全性を懸念し、不買行動を検討しても、世界マーケットへの浸透度や消費者に受け入れ易い価格帯からすると、それは難しいどころか、もはや非常に困難な状況となっているということだ。日本を含む世界の消費者としては、中国政府の今後の食品を含む製品の安全管理システムの整備・充実にに関する取組みに注目し、また期待をしている。

(2) 中国政府の最近の動向

2007年7月10日、中国で食品安全問題に係る衝撃的な出来事があった。それは、元食薬管理局長が、製品安全管理に係る収賄の罪では異例の死刑判決を言い渡され、最高人民法院（最高裁）の承認後に刑が実行されたことだ。同被告は、賄賂を受け取り、品質基準に満たない薬品を認可し、その関連で抗生物質による10人を死に至らしめた罪が問われた。

死刑執行と同日、食薬管理局は「中国は発展途上国であり、食品や医薬品の検査を始めたのが遅いため、検査基盤は脆弱である。したがって、現在の食品や薬品の安全性を楽観視していない。」との旨を表明、また同7月25日には、国務院（内閣）に「食品安全対策室」を設置し、生産から販売までを監視するシステム構築などに取り組む方針を発表した。

同7月16日、質検総局は、米国や日本などに輸出していた食品会社など52社の安全性に問題があるとして、輸出禁止とした企業のブラックリストを公表した。また、質検総局は同7月20日、ペットフード事件で、有害物質を含む原料を生産、輸出した2企業の営業許可を取り消し、生産、輸出の停止を命じ、2社の責任者が逮捕されたことを明らかにした。同様にパナマで中国製品から有害物質が検出された事件でも、問題企業の営業許可を既に取り消し、生産停止を命じたと発表した。

同7月27日、全国品質工作会議を招集し、温家宝首相は当面の目標を以下のように提起した。

- (1) 品質監督・管理体制を全面的強化する。
- (2) 製品の品質規格体系を早急に確立する。
- (3) 製品の質を根本的に向上させる。
- (4) 品質関連法を整備する。
- (5) 特定案件の解決に集中的に力を入れる。
- (6) マスコミ・情報活動を強化する。

さらに、同8月17日、国務院は中国の食品安全状況に関する白書を発表した。食品の生産と品質に関する概況、食品の監督管理体制と監督作業、輸出入食品の監督管理、食品の安全に関する法律法規と技術保障体系、食品の安全に関する国際交流と協力の5分野から成る。（出典：中華人民共和国駐日本国大使館 Website <http://www.china-embassy.or.jp/jpn/default.htm>）

こうした中国政府の最近の動きは、問題企業や関係者に厳しい姿勢を示し、信頼回復に本格的に乗り出したことを世界にアピールする狙いがあるとみられている。

4.おわりに

【中国駐在員の皆様は、日常生活で食中毒リスクに要注意！】

中国衛生部は、2002年の深刻な食物中毒事件は128件、これにより7,127人が中毒になり、138人が死亡したと報告している。その内訳は、学校や職場の食堂などで発生する細菌性中毒が7割、食品添加物や残留農薬による化学物質食中毒が3割となっている。この報告数字に関して留意が必要な点は、ごく一部の重大な事件だけが報告されており、氷山の一角に過ぎず、その実数は10倍にも及ぶともいわれていることだ。中国の食品の安全問題や食中毒事件の発生状況から、中国において日系企業の中国駐在員の皆様が認識すべき重大リスクの一つとして、食中毒リスクが挙げられる。

中国の食中毒事件で多く発生している要因は、工業塩や殺鼠剤による被害である。工業塩は、亜硝酸塩（注6）という化学工業原料であり、これを食用塩に混ぜ食堂などで使用された事例が数多くある。亜硝酸塩は人体が直接摂取すると、0.2～0.3グラムで中毒を引き起こし、3グラムで死に至るといふ。毎年のように、この種の事件は中国各地で100件以上発生しており、2006年上半年は60件以上発生し、中毒者は400人以上、死亡者は20人以上となっている。

以上のような食中毒の発生状況を含めて食品の安全問題に対し、これまで述べてきたように、中国政府も生産現場から消費者の手元に届く過程において、トータル管理を実施しようとする動きが活発になっている。

一方、中国国内の消費者においても身近なリスクを避ける手段として、有機野菜などに人気が集まっている。中国国内では、日系企業が日本の循環型農業を導入し、安全やおいしさをアピールした有機野菜を販売している。通常の野菜に比べ、3～10倍の価格設定となっているが、需要が生産に追いつかないほどの売れ行きを記録している。また、日本企業や日本の都道府県レベルの産地による中国消費者向けの取組みが注目されるなか、2007年7月より日本産米の販売が北京・上海のスーパーで約4年ぶりに再開された。中国国内の企業でも安全性を配慮する企業が専門化、大型化を進め、収益を大きく伸ばすチャンスとなっているようだ。

中国国内で日常生活を営む駐在員の皆様には、こうした消費者の自己防衛行動を参考にするなど、食品の安全問題がもたらす食中毒リスクを回避するために、さまざまな安全行動が望まれる。

* 補足説明：添加物について

注6) 亜硝酸塩

白色不透明な結晶体で食塩に酷似。偽塩には生産過程が不衛生で重金属などの有毒な化学物質が含まれ、長期間にわたって摂取すると慢性中毒をもたらす、発がん性もある。

【参考文献】

- ・「平成18年輸入食品監視統計」（厚生労働省医薬品局食品安全部：平成19年7月公表）
- ・「中国の食品の制度に関する調査報告書」（内閣府食品安全委員会平成15年度食品安全総合調査・社団法人食品流通システム協会：平成16年3月）
- ・「平成18年度食品規制実態調査 山東省における農水産物の生産・輸出動向」（日本貿易振興機構産業技術・農水産部：2007年3月）
- ・中華人民共和国駐日本国大使館Website (<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/default.htm>)

監修者略歴

楊 東

【現職】

中国人民大学法学院専任講師・中国人民大学法学院日本法研究所事務局長

【略歴】

1999年天津南開大学修士課程在学中に日本へ留学し、一橋大学法学研究科および一橋大学国際企業戦略研究科を経て2005年3月に一橋大学法学博士号を取得。2005年12月から 中国人民大学法学院専任講師・中国人民大学法学院日本法研究所事務局長。なお、2005年5月から、独立行政法人国際協力機構(JICA)中国経済法・企業法整備プロジェクト研究員および中国商務部条約法律司の中日経済法・企業法項目弁公室代表を兼ねる。

【主な著作と論文】

- (1)「中国のM&A法制 一制度運用の実証分析一」(中央経済社、2007年6月)
- (2)「中国における上場会社に対する外資M&Aをめぐる法律問題」(上)、(中)、(下)国際商事法務32巻3号、4号、5号(2004年)
なお、本論文は、第4回(2003年度)レコフ賞受賞(M&A分野)
- (3)「中国における国有株の法的な諸問題」『一橋研究』第28巻3号(2003年10月)
- (4)「中国における所有制度の変容 一国有企業私有化とのかわりかきでー」『一橋研究』第29巻2号(2004年12月)
- (5)訳著『最新日本会社法』(法律出版社、2006年5月)
- (6)編著『中日会社法比較研究』(上海社会科学院出版社、2003年4月)

■本情報配信についてのご意見、ご質問がございましたら右記にお問い合わせください。

■本レポートは、複製又はご登録企業様以外の第三者に再配信することは差し控えていただくようお願い致します。

発行・編集

株式会社損保ジャパン・リスクマネジメント
BCM事業本部 危機管理事業部

〒160-0023

東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル27F

Tel: 03-3349-5104 URL:<http://www.sjrm.co.jp>

